

平成27年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の期間

平成27年12月10日から平成28年2月22日まで（聴取日2月1日）

2 監査対象年度

平成26年度

3 監査対象事業等

(1) 補助金

対象事業名	補助金額（円）	事業主体	所管課
除雪重機等確保対策事業	23,526,963	除雪事業参加業者12業者	土木課
農業用機械等導入支援事業	27,712,000	専業農家及び第1種兼業農家等148件	農林畜産課

(2) 指定管理者

公の施設の名称	指定管理料（円）	指定管理者	所管課
十和田市観光物産交流施設	9,568,000	一般社団法人十和田市観光協会	観光推進課
十和田市高森山球技場等	17,154,000	特定非営利活動法人十和田市サッカー協会	スポーツ・生涯学習課

4 財政援助の妥当性及び事務の適正性を主眼に、次の観点について所管課及び団体を監査した。

(1) 補助金

- ① 補助金等交付の目的及び事業内容の明確化について
- ② 補助金等の公益上の必要性について
- ③ 補助金等交付団体への適切な指導監督について

(2) 指定管理者

- ① 指定管理者の指定及び協定書等の適正性について
- ② 管理に関する経費の算定、支出の方法等について
- ③ 指定管理者に対しての適切な報告、調査又は指示について

5 監査の方法

- (1) 関係書類の調査
- (2) 補助金等に関する調書の調査
- (3) 所管課及び事業主体事務局からの聴取調査

※ 除雪重機等確保対策事業の事業主体の聴取は、新成運輸㈱と田中建設㈱の2業者とし、農業用機械等導入支援事業の事業主体の聴取は、繁在家博・大久保利美・折田金悦の3個人とした。

6 監査執行者

監査委員 高野 洋 三
監査委員職務執行者 豊川 泰 市

※ 《除雪重機等確保対策事業》については、地方自治法第199条の2の規定により、豊川監査委員職務執行者がこれに該当するため除斥とし、高野監査委員が1人で監査を行った。

7 監査の結果

財政援助団体等監査の結果、事務の処理はおおむね適正に処理されていることが認められた。
なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望した。